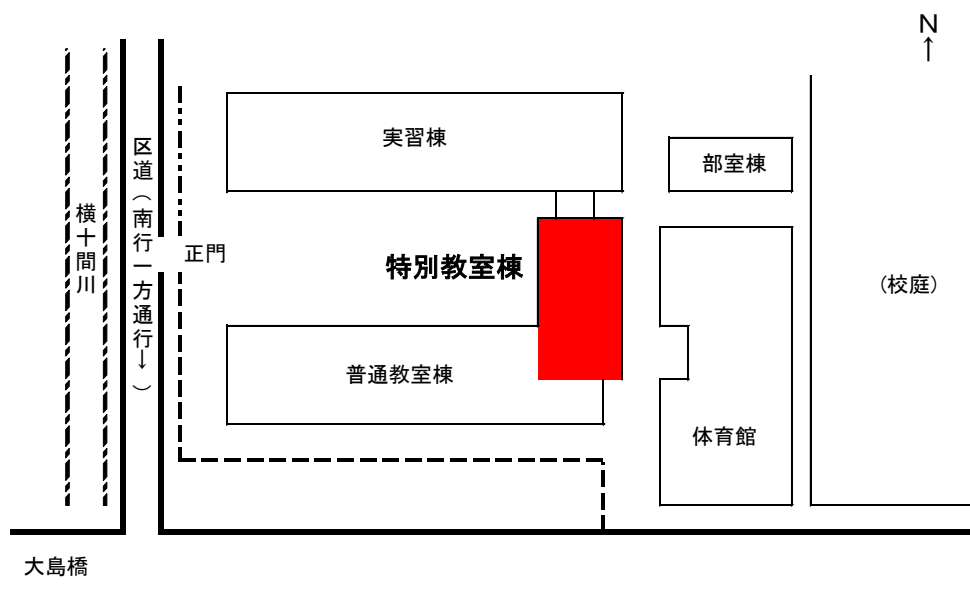


(使用許可条件別紙1)

東京都立科学技術高等学校 校舎配置図



特別教室棟 3階 詳細配置図



自動販売機販売品目について

1 販売を許可する品目

以下のとおり。利用者のニーズや季節性を十分考慮し、販売すること。

- ① 清涼飲料水
果汁入り清涼飲料、スポーツドリンク等各種
- ② ジュース類
果汁、野菜汁
- ③ 乳性飲料
乳酸菌入り飲料等
- ④ お茶
緑茶、ウーロン茶、麦茶等各種
- ⑤ コーヒー類
加糖、無糖、乳成分入り等各種
- ⑥ 紅茶
加糖、無糖、ミルクティー、レモンティー等各種
- ⑦ ミネラルウォーター
- ⑧ その他（上記①～⑦に記載のないもの）
炭酸飲料、ココア飲料、コーンスープ等（本校担当者と事前に協議すること）。

2 販売品目等に関する条件

- ① 大手企業を含む複数の飲料メーカー製品を販売すること。
- ② 販売品目については、事前に本校担当者に提示し承諾を得ること。その際には高校生が主な利用者であることを踏まえ、健康に十分留意した品目設定を心がけること。
- ③ アルコール入り飲料、医薬部外品（栄養ドリンク剤等）の販売は禁止する。
- ④ 販売品について、生徒の保健衛生、生徒指導上の観点から止むを得ず販売中止を要請する場合がある。本校担当者から要請があった場合は、その指示に従うこと。
- ⑤ 販売に関し懸賞等、利用者の射幸心をあおるキャンペーンは禁止する。ただし、メーカー出荷時から販売品に貼付される応募シール等の取扱いについては別途、協議する。
- ⑥ 利用者のニーズについては、本校からの要望も十分踏まえること。
- ⑦ 不明な点は本校担当者と協議し、決定する。